

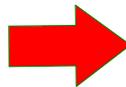
# 運転免許の取得・更新 時における一定の病気の 正しい申告

正しく申告  
しましょう



**「質問票」には、必要事項を正しく記載しましょう。**

運転免許の取得・更新時に、  
一定の病気等の症状に関する  
「質問票」の提出義務



**虚偽記載は、1年以下  
の懲役又は30万円以下  
の罰金**

- 質問票の提出は義務づけられていますので、必ず提出しなければなりません。
- 「質問票」の記載内容により、直ちに、運転免許の取消し等にはなりません。
- 一定の病気等により、運転免許が取り消された場合でも、病状が快復し、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがない状態になった場合は、運転免許を再取得することができます。この場合、取消しとなった日から3年以内に限り試験の一部が免除されます。
- 病気等で運転免許の取得や更新等に不安がある方は、免許センター内の「運転適性相談窓口」にご相談ください。



※「一定の病気」とは、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものをいいます。

お問い合わせ先（運転適性相談窓口）

秋田県運転免許センター講習係  
018-824-0660 又は  
018-863-1111（内線735-242）

運転免許に関する相談窓口については

秋田県警察ホームページ <http://www.police.pref.akita.jp>  
をご覧ください。